

千葉労働局からのお知らせ（12）

令和7年度 労働保険年度更新申告書 提出方法等のご案内

窓口へ提出される場合

下記の受付会場で**令和7年6月2日(月)から令和7年7月10日(木)まで**にご提出ください。

（※土曜日・日曜日・祝祭日は閉庁です。また、一部会場は日時を指定しています。）

- 千葉労働局 労働保険徴収課
- 千葉労働基準監督署（01）

実施月日	時 間	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)	9：00～ 16：30	千葉労働局 千葉労働基準監督署 1階会議室	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	京成線「千葉中央駅」から徒歩7分	無	合同庁舎駐車場には 駐車できませんので ご注意ください。
注意	受付会場の駐車場は利用できませんので、近隣の有料駐車場有料)もしくは公共交通機関をご利用ください。 本庁舎会場にご来場の場合、保安上の関係から入口にて来局・来署目的及び身分提示を求めることがあります。 ご迷惑をおかけしますが、その際には送付した年度更新用封筒（緑または青）の提示等をお願いいたします。					

- 船橋労働基準監督署（02）

実施月日	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)	船橋労働基準監督署	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	JR「船橋駅」南口から徒歩20分 バス利用の場合 ：JR「船橋駅」南口②番「西船橋駅」行き乗車 ：JR「西船橋駅」北口⑤番東車線、 いずれも「海神陸橋下」下車徒歩7分	有	

- 柏労働基準監督署（03）

実施月日	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)	柏労働基準監督署	〒277-0021 柏市中央町3-2 TLR柏ビル	「柏駅」南口から徒歩3分	無	駐車場はありません。

- 銚子労働基準監督署（04）

実施月日	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)	銚子労働基準監督署	〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎	JR「銚子駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- 木更津労働基準監督署（06）

実施月日	時 間	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)		木更津労働基準監督署	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	JR「木更津駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
6月16日(月)	10：30～ 15：00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
6月19日(木)	10：30～ 15：00	鴨川市役所 4階 大会議室	鴨川市横渚1450	JR「安房鴨川駅」から徒歩10分	有	
6月24日(火)	10：30～ 15：00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- 茂原労働基準監督署（07）

実施月日	時 間	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)		茂原労働基準監督署	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	JR「新茂原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※本年度は、ハローワークいすみでの特設受付は行いません。

- 成田労働基準監督署（08）

実施月日	時 間	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)		成田労働基準監督署	〒286-0134 成田市東和田553-4	JR「成田駅」東口または 京成線「成田駅」から徒歩20分	有	
6月23日(月)	10：00～ 15：00	ハローワーク佐原 2階 会議室	香取市北1-3-2	JR「佐原駅」から徒歩5分 *佐原税務署となり	有	

- 東金労働基準監督署（09）

実施月日	会 場 名	所 在 地	交 通 案 内	駐車場	備 考
6月2日(月)～ 7月10日(木) (土・日・祝を除く)	東金労働基準監督署	〒283-0005 東金市田間65	JR「東金駅」から徒歩7分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

受付会場で申告手続きについて相談される場合は、次の書類を持参してください。

- 労働保険料年度更新申告書（こちらから送付したもの。）
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にかかる次の資料
 - 継続事業（林業、建設業以外の事業）
支払われた賃金総額（控除前の総支給額）のわかる資料
※ 賃金総額を「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に集計のうえ持参してください。
 - 建設の事業
終了した元請工事の内容・工期・請負金額等のわかる資料（工事台帳等）
※ 「一括有期事業報告書」に業種別・事業開始時期別に記載を行ったうえ持参してください。
賃金から算定する場合は、各元請工事に対して支払われた元請、下請、孫請等の全ての労働者分の賃金総額（控除前の総支給額）のわかる資料

電子申請を利用される場合

労働保険年度更新は、申告書右上記載の「アクセスコード」を入力することにより、電子申請（e-Gov）がご利用いただけます。**e-Govには入力チェック機能や自動計算機能があります。この機能をぜひご活用いただき、記入漏れや計算ミスの予防にお役立てください！**

* 電子申請についての詳しい説明は、裏面及び同封の「令和7年度 労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

郵送で提出される場合

千葉労働局 労働保険徴収課 あてに郵送してください。

- * 宛先住所については、封筒裏面をご確認ください。
- * **事業主控、領収済通知書（納付書）等の返信物がある場合、必ず返信用封筒（宛名表記があり、切手類が整っているもの、レターパック可）を同封してください。**
誤送付防止の観点から、**原則、提出物にご同封いただいた返信用封筒以外での返送は行いません。**
- * 提出が集中する時期の返信物の返送には、3週間以上お時間をいただくことがありますのでご了承ください。
- * 年度更新申告書の記入方法等については、同封されているパンフレットをご覧ください。か又は封筒表面に記載されているコールセンターへお問合せください。

金融機関経由で提出される場合

金融機関の窓口で労働保険料の納付を行う場合、納付と併せて年度更新申告書を提出することができます。年度更新申告書の記載を行ったうえで、「**きりとり線（ミシン目）**」を切り離さずに金融機関にお持ちください。

- * 年度更新申告書（提出用）は、金融機関での受取から数日後に千葉労働局労働保険徴収課に到着することになります。
- * **下記に該当する場合、申告書等を金融機関経由で提出することはできませんので、その他の提出方法をご検討ください。**
 - ①納付がない場合、②口座振替を利用される場合、③「きりとり線（ミシン目）」で領収済通知書（納付書）を切り離した場合、④金融機関から返却された場合、⑤林業及び建設業の方が作成された一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表
- * 事業主（控）に受付印が必要な場合は、申告書（提出用）と併せて、千葉労働局労働保険徴収課へご郵送ください。**（郵送の際は必ず返信用封筒を同封してください。）金融機関へ提出された申告書の事業主（控）への受付印押印はできません。**

口座振替を利用されている場合

金融機関経由では提出できません。電子申請、郵送、窓口での提出をお願いいたします。

口座振替は、原則として**提出期限（7月10日）内**に提出された申告書を対象としています。
また、**昨年度中（令和6年度）に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。**
したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には、納付書による納付が必要になります。
納付書が必要な場合は、千葉労働局労働保険徴収課へご連絡ください。

民間委託事業者からの問い合わせについて

年度更新申告書については、例年6月から9月上旬までの期間、次の①・②の業務を、民間業者に委託しております。

- ① 年度更新申告書の審査に関する業務
- ② 年度更新申告書の提出に関する督促業務の一部

この①・②の内容について、**民間業者から直接、電話や訪問をさせていただくことがありますのでご了承ください。**

※委託業者名については、同封のリーフレットをご確認ください。